

共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(被共済自動車の検査)</p> <p>第9条 この組合は、<u>自動車損害賠償責任共済証明書</u>（次条において「<u>共済証明書</u>」という。）に記載されている自動車（以下この節において「<u>被共済自動車</u>」という。）について、官庁の厳重な監督及び検査を受けているため、特に検査を行わない。</p> <p>(共済契約締結の手続)</p> <p>第10条 この組合は、共済契約申込者に対し、共済契約申込書に記入させ、これを提出させる。<u>ただし、第12条に定める共済契約申込書の記載事項が、この組合又は共済代理店の電子計算機を使用して電子的に入力され、かつ、これが電気通信回線に接続され、この組合に送信される場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 この組合は、共済掛金を収納したときは、<u>共済証明書</u>を共済契約者に交付する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(被共済自動車の検査)</p> <p>第9条 この組合は、<u>共済証書</u>に記載されている自動車（以下この節において「<u>被共済自動車</u>」という。）について、官庁の厳重な監督及び検査を受けているため、特に検査を行わない。</p> <p>(共済契約締結の手続)</p> <p>第10条 この組合は、共済契約申込者に対し、共済契約申込書に記入させ、これを提出させる。</p> <p>3 この組合は、共済掛金を収納したときは、<u>自動車損害賠償責任共済証明書</u>（次項において「<u>共済証明書</u>」という。）を共済契約者に交付する。</p>

改 正 後	現 行
<p>5 この組合は、<u>自動車損害賠償責任共済</u>にあつては、<u>共済証書を作成及び交付しない。</u></p> <p>(共済契約申込書の記載事項及び様式)</p> <p>第12条 <u>共済契約申込書</u>には、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 共済種類 (2) 共済の目的 (3) 共済責任の始期及び共済期間 (4) 共済掛金 (5) 共済契約者の氏名又は名称及び住所</p> <p>[削る。]</p> <p>2 <u>共済契約申込書並びにその他この節及び共済約款に規定する書類の様式は、全国共済連が定めた様式による。</u></p>	<p>5 この組合は、<u>共済契約者から請求があつたときは、共済証書を作成し、共済契約者に交付する。</u></p> <p>(<u>共済証書及び共済契約申込書の記載事項及び様式</u>)</p> <p>第12条 <u>共済証書</u>には、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 共済種類 (2) 共済の目的 (3) 共済責任の始期及び共済期間 (4) 共済掛金 (5) 共済契約者の氏名又は名称及び住所 (6) <u>契約日</u> (7) <u>共済証書の作成日</u></p> <p>2 <u>共済契約申込書には、前項第1号から第5号までに掲げる事項を記載する。</u></p> <p>3 <u>共済証書、共済契約申込書並びにその他この節及び共済約款に規定する書類の様式は、全国共済連が定めた様式による。</u></p>

附 則

- 1 この変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している自動車損害賠償責任共済契約については、変更前の共済規程によるものとする。